

公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-143
(2) 件 名	真庭市内浄化センター水質等検査業務
(3) 履行場所	真庭市中島ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	久世、落合、美新、蒜山、蒜山第二、中和浄化センター、宮地処理場、鹿田・美川処理場 上記浄化センターの運転に伴う流入水及び放流水等の水質分析及び汚泥有害物質の分析等
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

真庭市公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る
真庭市内浄化センター水質等検査業務委託

仕 様 書

令和8年度
真庭市建設部
上 下 水 道 課

第1章 一般事項

第1節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては本市職員（以下「監督員」という。）と協議の上受託者の責任において実施し誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書、図面等に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材を持って速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

1. 1. 4 (秘密の厳守)

本委託業務の実施並びに結果等については、秘密を厳守すること。

1. 1. 5 (一括下請負の禁止)

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、相当な理由があり、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。証明書の様式については、下水道法施行規則第16条に準拠したものとする。

検査報告書等の提出については月例等の検査実施後速やかに行なうものとし、業務完了時に概要を取りまとめ再度年間の報告書として3部提出を行なう。

1. 1. 7 (受注資格)

濃度（大気中、水又は土壌中）、音圧レベル、振動加速度レベル、特定濃度（大気中のダイオキシン類の濃度、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）を有する計量証明事業所。

1. 1. 8(業務従事者の資格等)

本業務履行にあたっては、下記の資格等を有する者が従業員の中にいなければならない。

- (1) 過去3年間に公共用水域の水質測定の実務経験のある者
- (2) 生物分類技能検定2級以上（動物部門、植物部門、水圏生物部門）の資格を有する者
- (3) 環境計量士（濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の資格を有する者
- (4) 臭気判定士を有する者

第2節 現場業務

1. 2. 1 (履行管理)

現場責任者は、工程並び現場管理等を適切に行うこと。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務履行にあたっては、試料採取作業に従事するものの災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の保安法令に違反することのないよう特に留意して履行すること。

1. 2. 3 (緊急時の処置)

事故または災害が生じた場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに監督員に報告すること。

1. 2. 4 (後片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (委託業務概要)

本委託業務は、下記の浄化センターの供用開始後の環境保全並びに事業運営の基礎資料とするため、運転に伴う流入水及び放流水等の水質分析及び汚泥有害物質の分析等を実施するものである。

蒜山浄化センター	所在地：真庭市蒜山東茅部1674
蒜山第二浄化センター	所在地：真庭市蒜山下見21
中和浄化センター	所在地：真庭市蒜山下和199-1
久世浄化センター	所在地：真庭市中島172-1
美新浄化センター	所在地：真庭市美甘10-8
落合浄化センター	所在地：真庭市赤野1190
宮地地区処理場	所在地：真庭市宮地551-1
鹿田・美川地区処理場	所在地：真庭市鹿田124-1

2. 1. 2 (委託業務内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 試料採取日時

監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い実施すること

(3) 分析項目及び分析回数

①放流水水質分析（特別項目：表1に示す）	全処理場	・・・ 2回/年 または 1回/年	下水道法施行令第12条
②放流水水質分析（一般項目：表2に示す）	全処理場	・・・ 24回/年 または 12回/年	下水道法施行令第12条
③流入水水質分析（特別項目：表3に示す）	全処理場	・・・ 2回/年	下水道法施行令第9条の四
④流入水水質分析（一般項目：表4に示す）	全処理場	・・・ 12回/年	下水道法施行令第9条の五他
⑤水生生物調査（表5に示す）	落合地内	・・・ 2回/年 または 1回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑥河川水質調査（生活環境項目：表6に示す）	落合地内	・・・ 4回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑦河川水質調査（健康項目：表7に示す）	落合地内	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑧騒音振動調査（施設稼働音：表8に示す）	落合浄化センター	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑨悪臭調査（表9に示す）	落合浄化センター	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑩底質調査（表10に示す）	落合浄化センター	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画
⑪汚泥含有量試験（表11に示す）	久世、美新、落合、蒜山移動脱水車	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画他
⑫汚泥肥料中の重金属の含有量試験（表12に示す）	宮地、鹿田・美川	・・・ 1回/年	農業集落排水汚泥利用マニュアル（案）
⑬汚泥溶出試験（表13に示す）	久世、美新、落合、蒜山移動脱水車、宮地、鹿田・美川	・・・ 1回/年	落合浄化センター環境管理計画他

(4) 分析方法

「環境庁の定める排水基準に関する検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）もしくは、「下水の水質の検定方法に関する省令」（昭和37年12月厚生省・建設省令第1号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に規定する方法その他により実施する。

(5) その他

検査項目及び回数は下記のとおりとする。

表 1. 「放流水水質検査（特別項目）」
採取位置： 滅菌後の放流水路

1. カドミウム及びその化合物	・・・ 2 回/年
2. シアン化合物	・・・ 2 回/年
3. 有機燐化合物	・・・ 2 回/年
4. 鉛及びその化合物	・・・ 2 回/年
5. 六価クロム化合物	・・・ 2 回/年
6. 砒素及びその化合物	・・・ 2 回/年
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	・・・ 2 回/年
8. アルキル水銀化合物	・・・ 2 回/年
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・・・ 2 回/年
10. トリクロロエチレン	・・・ 2 回/年
11. テトラクロロエチレン	・・・ 2 回/年
12. ジクロロメタン	・・・ 2 回/年
13. 四塩化炭素	・・・ 2 回/年
14. 1, 2-ジクロロエタン	・・・ 2 回/年
15. 1, 1-ジクロロエチレン	・・・ 2 回/年
16. シス-1, 2-ジクロロエチレン	・・・ 2 回/年
17. 1, 1, 1-トリクロロエタン	・・・ 2 回/年
18. 1, 1, 2-トリクロロエタン	・・・ 2 回/年
19. 1, 3-ジクロロプロペン	・・・ 2 回/年
20. 1, 4-ジオキサソ	・・・ 2 回/年
21. チウラム	・・・ 2 回/年
22. シマジソ	・・・ 2 回/年
23. チオベンカルブ	・・・ 2 回/年
24. ベンゼソ	・・・ 2 回/年
25. セレン及びその化合物	・・・ 2 回/年
26. ほう素及びその化合物	・・・ 2 回/年
27. ふつ素及びその化合物	・・・ 2 回/年
28. フェノール類含有量	・・・ 2 回/年
29. 銅含有量	・・・ 2 回/年
30. 亜鉛含有量	・・・ 2 回/年
31. 溶解性鉄含有量	・・・ 2 回/年
32. 溶解性マンガン含有量	・・・ 2 回/年
33. クロム含有量	・・・ 2 回/年

34. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	・・・ 2 回/年
35. ダイオキシン類	・・・ 1 回/年 (落合のみ)

表 2. [放流水水質検査 (一般項目)]

採取位置： 滅菌後の放流水路 (※大腸菌数については滅菌前の最終沈殿池又は沈殿接触ろ過槽の水も同時採取)

1. 大腸菌数	・・・ 24 回/年
2. 水素イオン濃度 (pH)	・・・ 24 回/年
3. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	・・・ 24 回/年
4. 化学的酸素要求量 (COD)	・・・ 24 回/年
5. 溶解性化学的酸素要求量 (S-COD)	・・・ 12 回/年 (落合のみ)
6. 浮遊物質 (SS)	・・・ 24 回/年
7. 温度 (水温)	・・・ 24 回/年
8. ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	・・・ 24 回/年
9. 窒素含有量 (N)	・・・ 24 回/年
10. 燐含有量 (P)	・・・ 24 回/年
11. 大腸菌数 (滅菌前)	・・・ 24 回/年

表 3. [流入水水質検査 (特別項目)]

採取位置： 流入渠付近

1. カドミウム及びその化合物	・・・ 2 回/年
2. シアン化合物	・・・ 2 回/年
3. 有機燐化合物	・・・ 2 回/年
4. 鉛及びその化合物	・・・ 2 回/年
5. 六価クロム化合物	・・・ 2 回/年
6. 砒素及びその化合物	・・・ 2 回/年
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	・・・ 2 回/年
8. アルキル水銀化合物	・・・ 2 回/年
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・・・ 2 回/年
10. トリクロロエチレン	・・・ 2 回/年
11. テトラクロロエチレン	・・・ 2 回/年
12. ジクロロメタン	・・・ 2 回/年
13. 四塩化炭素	・・・ 2 回/年
14. 1, 2-ジクロロエタン	・・・ 2 回/年
15. 1, 1-ジクロロエチレン	・・・ 2 回/年
16. シス-1, 2-ジクロロエチレン	・・・ 2 回/年
17. 1, 1, 1-トリクロロエタン	・・・ 2 回/年
18. 1, 1, 2-トリクロロエタン	・・・ 2 回/年
19. 1, 3-ジクロロプロペン	・・・ 2 回/年

20. 1, 4-ジオキサン	・・・	2 回/年
21. チウラム	・・・	2 回/年
22. シマジン	・・・	2 回/年
23. チオベンカルブ	・・・	2 回/年
24. ベンゼン	・・・	2 回/年
25. セレン及びその化合物	・・・	2 回/年
26. ほう素及びその化合物	・・・	2 回/年
27. ふつ素及びその化合物	・・・	2 回/年
28. フェノール類含有量	・・・	2 回/年
29. 銅含有量	・・・	2 回/年
30. 亜鉛含有量	・・・	2 回/年
31. 溶解性鉄含有量	・・・	2 回/年
32. 溶解性マンガン含有量	・・・	2 回/年
33. クロム含有量	・・・	2 回/年
34. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	・・・	2 回/年

表4. [流入水水質検査(一般項目)]
採取位置： 流入渠付近

1. 大腸菌数	・・・	12 回/年
2. 水素イオン濃度 (pH)	・・・	12 回/年
3. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	・・・	12 回/年
4. 化学的酸素要求量 (COD)	・・・	12 回/年
5. 溶解性化学的酸素要求量 (S-COD)	・・・	12 回/年 (落合のみ)
6. 浮遊物質 (SS)	・・・	12 回/年
7. 温度 (水温)	・・・	12 回/年
8. ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	・・・	12 回/年
9. 窒素含有量 (N)	・・・	12 回/年
10. 燐含有量 (P)	・・・	12 回/年

表5. [水生生物調査] ※落合地内

採取位置：	①処理場の放流先直下流	(旭川：法界寺地内)	・・・	落合	下記1, 2, 3
	②河内川下流	(河内川：処理場北側)	・・・	落合	下記1, 2, 3
	③処理場周辺水路・水たまり	(落合浄化センター周辺)	・・・	落合	下記3
	④処理場内	(落合浄化センター)	・・・	落合	下記4

1. 魚類	・・・	1 回/年
2. 底生動物	・・・	2 回/年
3. 両生類	・・・	1 回/年
4. 植物	・・・	1 回/年

表6. [河川水質調査(生活環境項目)] ※落合地内

採取位置： 6地点
 ①下水道計画区域の本川 (旭川：落合橋下流)
 ②下水道計画区域の本川 (旭川：西原地内)
 ③河内川下流 (河内川：処理場北側)
 ④処理場の放流先直下流 (旭川：法界寺地内)
 ⑤備中川 (備中川：垂水大橋下流)
 ⑥下水道計画区域の本川 (旭川：下法界寺地内)

1. 大腸菌数	・・・	4 回/年
2. 水素イオン濃度 (pH)	・・・	4 回/年
3. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	・・・	4 回/年
4. 化学的酸素要求量 (COD)	・・・	4 回/年
5. 容存酸素濃度 (DO)	・・・	4 回/年
6. 浮遊物質 (SS)	・・・	4 回/年
7. ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	・・・	4 回/年
8. 窒素含有量 (N)	・・・	4 回/年
9. 磷含有量 (P)	・・・	4 回/年
10. 全亜鉛 (T-Zn)	・・・	4 回/年

表7. [河川水質調査(健康項目)] ※落合地内

採取位置： 表6に準ずる6地点

1. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	・・・	1 回/年
2. カドミウム	・・・	1 回/年
3. 全シアン	・・・	1 回/年
4. 鉛	・・・	1 回/年
5. 六価クロム	・・・	1 回/年
6. 砒素	・・・	1 回/年
7. 総水銀	・・・	1 回/年
8. アルキル水銀	・・・	1 回/年
9. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・・・	1 回/年
10. トリクロロエチレン	・・・	1 回/年
11. テトラクロロエチレン	・・・	1 回/年
12. ジクロロメタン	・・・	1 回/年
13. 四塩化炭素	・・・	1 回/年
14. 1, 2-ジクロロエタン	・・・	1 回/年
15. 1, 1-ジクロロエチレン	・・・	1 回/年
16. シス-1, 2-ジクロロエチレン	・・・	1 回/年
17. 1, 1, 1-トリクロロエタン	・・・	1 回/年
18. 1, 1, 2-トリクロロエタン	・・・	1 回/年

19. 1, 3-ジクロロプロペン	・・・	1 回/年
20. 1, 4-ジオキサン	・・・	1 回/年
21. チウラム	・・・	1 回/年
22. シマジン	・・・	1 回/年
23. チオベンカルブ	・・・	1 回/年
24. ベンゼン	・・・	1 回/年
25. セレン	・・・	1 回/年
26. ほう素	・・・	1 回/年
27. ふつ素	・・・	1 回/年
28. ダイオキシン類	・・・	1 回/年 ④地点のみ

表8. [騒音振動調査]

※落合浄化センター

測定位置： 敷地境界：民家に最も近い敷地 騒音：（朝夕各1回・昼夜各2回）計6回/日
境界 振動：（昼間・夜間各2回）計4回/日
周辺住居：直近の民家 騒音振動：（24時間連続測定）

1. 敷地境界（1地点）	・・・	1 回/年
2. 周辺居住区（1地点）	・・・	1 回/年

表9. [悪臭調査]

※落合浄化センター

測定位置： 敷地境界：（民家に最も近い敷地境界）
周辺住居：直近民家

1. アンモニア	・・・	1 回/年
2. メチルメルカプタン	・・・	1 回/年
3. 硫化水素	・・・	1 回/年
4. 硫化メチル	・・・	1 回/年
5. 二硫化メチル	・・・	1 回/年
6. 臭気強度及び臭気指数	・・・	1 回/年

表10. [底質調査]

※落合地内

採取位置： 処理場の放流渠直下下流 （旭川：法界寺地内）

1. 化学的酸素要求量（COD）	・・・	1 回/年
2. 硫化物	・・・	1 回/年
3. ノルマルヘキサン抽出物質	・・・	1 回/年
4. 全窒素	・・・	1 回/年
5. 全リン	・・・	1 回/年
6. 強熱減量	・・・	1 回/年
7. ダイオキシン類	・・・	1 回/年

表11. [汚泥含有量試験] ※久世、美新、落合、蒜山移動脱水車 1回/年
採取位置： 汚泥処理棟

1. 水素イオン濃度 (pH)	・・・	1 回/年
2. ヘキサン抽出物質	・・・	1 回/年
3. 熱しゃく減量	・・・	1 回/年
4. 含水率	・・・	1 回/年
5. 全窒素	・・・	1 回/年
6. 全リン	・・・	1 回/年
7. カドミウム又はその化合物	・・・	1 回/年
8. シアン化合物	・・・	1 回/年
9. 有機燐化合物	・・・	1 回/年
10. 鉛又はその化合物	・・・	1 回/年
11. 六価クロム化合物	・・・	1 回/年
12. 砒素又はその化合物	・・・	1 回/年
13. 水銀又はその化合物	・・・	1 回/年
14. アルキル水銀化合物	・・・	1 回/年
15. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・・・	1 回/年
16. トリクロロエチレン	・・・	1 回/年
17. テトラクロロエチレン	・・・	1 回/年
18. ジクロロメタン	・・・	1 回/年
19. 四塩化炭素	・・・	1 回/年
20. 1, 2-ジクロロエタン	・・・	1 回/年
21. 1, 1-ジクロロエチレン	・・・	1 回/年
22. シス1, 2-ジクロロエチレン	・・・	1 回/年
23. 1, 1, 1-トリクロロエタン	・・・	1 回/年
24. 1, 1, 2-トリクロロエタン	・・・	1 回/年
25. 1, 3-ジクロロプロペン	・・・	1 回/年
26. 1, 4-ジオキサン	・・・	1 回/年
27. チウラム	・・・	1 回/年
28. シマジン	・・・	1 回/年
29. チオベンカルブ	・・・	1 回/年
30. ベンゼン	・・・	1 回/年
31. セレン又はその化合物	・・・	1 回/年
32. ダイオキシン類	・・・	1 回/年

表12. [汚泥肥料中の重金属の含有量試験] ※宮地、鹿田・美川1回/年

採取位置： 汚泥処理棟

1.	ひ素	・・・ 1 回/年
2.	カドミウム	・・・ 1 回/年
3.	総水銀	・・・ 1 回/年
4.	ニッケル	・・・ 1 回/年
5.	クロム	・・・ 1 回/年
6.	鉛	・・・ 1 回/年

表13. [汚泥溶出試験] ※久世、美新、落合、蒜山移動脱水車、宮地、鹿田・美川1回/年

採取位置： 汚泥処理棟

1.	カドミウム又はその化合物	・・・ 1 回/年
2.	シアン化合物	・・・ 1 回/年
3.	有機燐化合物	・・・ 1 回/年
4.	鉛又はその化合物	・・・ 1 回/年
5.	六価クロム化合物	・・・ 1 回/年
6.	砒素又はその化合物	・・・ 1 回/年
7.	水銀又はその化合物	・・・ 1 回/年
8.	アルキル水銀化合物	・・・ 1 回/年
9.	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・・・ 1 回/年
10.	トリクロロエチレン	・・・ 1 回/年
11.	テトラクロロエチレン	・・・ 1 回/年
12.	ジクロロメタン	・・・ 1 回/年
13.	四塩化炭素	・・・ 1 回/年
14.	1, 2-ジクロロエタン	・・・ 1 回/年
15.	1, 1-ジクロロエチレン	・・・ 1 回/年
16.	シス1, 2-ジクロロエチレン	・・・ 1 回/年
17.	1, 1, 1-トリクロロエタン	・・・ 1 回/年
18.	1, 1, 2-トリクロロエタン	・・・ 1 回/年
19.	1, 3-ジクロロプロペン	・・・ 1 回/年
20.	1, 4-ジオキサソ	・・・ 1 回/年
21.	チウラム	・・・ 1 回/年
22.	シマジソ	・・・ 1 回/年
23.	チオベンカルブ	・・・ 1 回/年
24.	ベンゼソ	・・・ 1 回/年
25.	セレン又はその化合物	・・・ 1 回/年

別表1. [放流水水質検査(特別項目)]

検査項目	根拠すべき法令等
カドミウム及びその化合物	S. 49環告第64号
シアン化合物	S. 49環告第64号
有機燐化合物	S. 49環告第64号 付表1
鉛及びその化合物	S. 49環告第64号
六価クロム化合物	S. 49環告第64号
砒素及びその化合物	S. 49環告第64号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	S. 46環告第59号 付表1
アルキル水銀化合物	S. 46環告第59号 付表2
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	S. 46環告第59号 付表3
トリクロロエチレン	S. 49環告第64号
テトラクロロエチレン	S. 49環告第64号
ジクロロメタン	S. 49環告第64号
四塩化炭素	S. 49環告第64号
1, 2-ジクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 1-ジクロロエチレン	S. 49環告第64号
シス-1, 2-ジクロロエチレン	S. 49環告第64号
1, 1, 1-トリクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 1, 2-トリクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 3-ジクロロプロペン	S. 49環告第64号
1, 4-ジオキサン	S. 46環告第59号 付表7
チウラム	S. 46環告第59号 付表4
シマジン	S. 46環告第59号 付表5 第1
チオベンカルブ	S. 46環告第59号 付表5 第1
ベンゼン	S. 49環告第64号
セレン及びその化合物	S. 49環告第64号
ほう素及びその化合物	S. 49環告第64号
ふつ素及びその化合物	S. 49環告第64号
フェノール類含有量	S. 49環告第64号
銅含有量	S. 49環告第64号
亜鉛含有量	S. 49環告第64号
溶解性鉄含有量	S. 49環告第64号
溶解性マンガン含有量	S. 49環告第64号
クロム含有量	S. 49環告第64号
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	S. 49環告第64号
ダイオキシン類	H. 11環告第68号

別表2. [放流水水質検査(一般項目)]

検査項目	根拠すべき法令等
大腸菌数	S. 37厚建令第1号
水素イオン濃度 (pH)	S. 49環告第64号
生物化学的酸素要求量 (BOD)	S. 49環告第64号
化学的酸素要求量 (COD)	S. 49環告第64号
溶解性化学的酸素要求量 (S-COD)	JISK0102

浮遊物質量 (SS)	S. 46環告第59号 付表9
温度 (水温)	JIS K 0102 7. 2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	S. 49環告第64号 付表4
窒素含有量 (N)	S. 49環告第64号
磷含有量 (P)	S. 49環告第64号
大腸菌数 (滅菌前)	S. 37厚建令1 別表1

別表3. [流入水水質検査 (特別項目)]

検査項目	根拠すべき法令等
カドミウム及びその化合物	S. 49環告第64号
シアン化合物	S. 49環告第64号
有機磷化合物	S. 49環告第64号 付表1
鉛及びその化合物	S. 49環告第64号
六価クロム化合物	S. 49環告第64号
砒素及びその化合物	S. 49環告第64号
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	S. 46環告第59号 付表1
アルキル水銀化合物	S. 46環告第59号 付表2
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	S. 46環告第59号 付表3
トリクロロエチレン	S. 49環告第64号
テトラクロロエチレン	S. 49環告第64号
ジクロロメタン	S. 49環告第64号
四塩化炭素	S. 49環告第64号
1, 2-ジクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 1-ジクロロエチレン	S. 49環告第64号
シス-1, 2-ジクロロエチレン	S. 49環告第64号
1, 1, 1-トリクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 1, 2-トリクロロエタン	S. 49環告第64号
1, 3-ジクロロプロペン	S. 49環告第64号
1, 4-ジオキサン	S. 46環告第59号 付表7
チウラム	S. 46環告第59号 付表4
シマジン	S. 46環告第59号 付表5 第1
チオベンカルブ	S. 46環告第59号 付表5 第1
ベンゼン	S. 49環告第64号
セレン及びその化合物	S. 49環告第64号
ほう素及びその化合物	S. 49環告第64号
ふつ素及びその化合物	S. 49環告第64号
フェノール類含有量	S. 49環告第64号
銅含有量	S. 49環告第64号
亜鉛含有量	S. 49環告第64号
溶解性鉄含有量	S. 49環告第64号
溶解性マンガン含有量	S. 49環告第64号
クロム含有量	S. 49環告第64号
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	S. 49環告第64号

別表4. [流入水水質検査(一般項目)]

検査項目	根拠すべき法令等
大腸菌数	S. 37厚建令1 別表1
水素イオン濃度 (pH)	S. 49環告第64号
生物化学的酸素要求量 (BOD)	S. 49環告第64号
化学的酸素要求量 (COD)	S. 49環告第64号
溶解性化学的酸素要求量 (S-COD)	JISK0102
浮遊物質 (SS)	S. 46環告第59号 付表9
温度 (水温)	JIS K 0102 7.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	S. 49環告第64号 付表4
窒素含有量 (N)	S. 49環告第64号
磷含有量 (P)	S. 49環告第64号

別表5. [水生生物調査]

検査項目	調査方法
魚類	<ul style="list-style-type: none"> ・投網及び手網により採取し、魚類の確認をする。 ・聞き取り調査により生息状況を確認する。 ・既存文献を収集し、解析に資する。
水生昆虫	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーネット(枠径50×50, 網目1mmメッシュ)を用い、枠内の水生生物を採取し、種の同定及び計数を実施する。
甲殻類	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーネット及び手網で採取し、甲殻類の種の同定を行なう。
両生類	<ul style="list-style-type: none"> ・現地を踏査及び潜水し、捕獲、目撃、鳴き声等により生息種を把握する。また、仮移植及び本移植先の写真撮影を行う。(4月、5月下旬～6月上旬)
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・目視

別表6. [河川水質調査(生活環境項目)]

検査項目	根拠すべき法令等
大腸菌数	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
水素イオン濃度 (pH)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
化学的酸素要求量 (COD)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
容存酸素濃度 (DO)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
浮遊物質 (SS)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類・動植物油脂類)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
窒素含有量 (N)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
磷含有量 (P)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
全亜鉛 (T-Zn)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)

別表7. [河川水質調査(健康項目等)]

検査項目	根拠すべき法令等
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
カドミウム	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
全シアン	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
鉛	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
六価クロム	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
砒素	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
総水銀	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
アルキル水銀	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	環境庁告示第59号 (S46. 12. 28)

トリクロロエチレン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
テトラクロロエチレン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
ジクロロメタン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
四塩化炭素	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 2-ジクロロエタン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 1-ジクロロエチレン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 1, 1-トリクロロエタン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 1, 2-トリクロロエタン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 3-ジクロロプロペン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
1, 4-ジオキサン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
チウラム	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
シマジン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
チオベンカルブ	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
ベンゼン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
セレン	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
ほう素	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
ふつ素	環境庁告示第59号 (S46.12.28)
ダイオキシン類	環境庁告示第68号 (H11.12.27)

別表8. [騒音振動調査]

検査項目	根拠すべき法令等
騒音調査	J I S Z 8 7 3 1
振動調査	J I S Z 8 7 3 5

別表9. [悪臭調査]

検査項目	分析方法
アンモニア	吸光光度法
メチルメルカプタン	ガスクロマトグラフ分析法
硫化水素	ガスクロマトグラフ分析法
硫化メチル	ガスクロマトグラフ分析法
二硫化メチル	ガスクロマトグラフ分析法
臭気強度及び臭気指数	三点比較式におい袋法

別表10. [底質調査]

検査項目	分析方法
化学的酸素要求量 (COD)	底質調査方法
硫化物	底質調査方法
ノルマルヘキサン抽出物質	底質調査方法
全窒素	底質調査方法
全リン	底質調査方法
強熱減量	底質調査方法
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル

別表11. [汚泥含有量試験]

検査項目	根拠すべき法令等
水素イオン濃度 (pH)	J I S K 0102. 12. 1
ヘキサン抽出物質	環水管122号 (昭和50年)

熱しゃく減量	S. 52環整95号別紙 2 の II
含水率	底質調査方法（平成24年8月）
全窒素	肥料等試験方法（2020）
全リン	肥料等試験方法（2020）
カドミウム又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月）
シアン化合物	底質調査方法（平成24年8月）
有機燐化合物	環告 6 4 号（昭和49年）
鉛又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月）
六価クロム化合物	底質調査方法（平成24年8月）
砒素又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月）
水銀又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月）
アルキル水銀化合物	底質調査方法（平成24年8月）
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	底質調査方法（平成24年8月）
トリクロロエチレン	底質調査方法（平成24年8月）
テトラクロロエチレン	底質調査方法（平成24年8月）
ジクロロメタン	底質調査方法（平成24年8月）
四塩化炭素	底質調査方法（平成24年8月）
1， 2 -ジクロロエタン	底質調査方法（平成24年8月）
1， 1 -ジクロロエチレン	底質調査方法（平成24年8月）
シス 1， 2 -ジクロロエチレン	底質調査方法（平成24年8月）
1， 1， 1 -トリクロロエタン	底質調査方法（平成24年8月）
1， 1， 2 -トリクロロエタン	底質調査方法（平成24年8月）
1， 3 -ジクロロプロペン	底質調査方法（平成24年8月）
1， 4 -ジオキサン	底質調査方法（平成24年8月）
チウラム	底質調査方法（平成24年8月）
シマジン	底質調査方法（平成24年8月）
チオベンカルブ	底質調査方法（平成24年8月）
ベンゼン	底質調査方法（平成24年8月）
セレン又はその化合物	底質調査方法（平成24年8月）
ダイオキシン類	<p>廃棄物処分の場合：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る 基準の検定方法（厚生省告示192号 平成4年7月3日） コンポスト化の場合：ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル （平成21年3月改定）</p>

別表12. 〔汚泥肥料中の重金属の含有量試験〕

検査項目	根拠すべき法令等
ひ素	肥料等試験方法（2020）
カドミウム	肥料等試験方法（2020）
総水銀	肥料等試験方法（2020）
ニッケル	肥料等試験方法（2020）
クロム	肥料等試験方法（2020）
鉛	肥料等試験方法（2020）

別表13. [汚泥溶出試験]

検査項目	根拠すべき法令等
カドミウム又はその化合物	環告13号(昭和48年)
シアン化合物	環告13号(昭和48年)
有機燐化合物	環告13号(昭和48年)
鉛又はその化合物	環告13号(昭和48年)
六価クロム化合物	環告13号(昭和48年)
砒素又はその化合物	環告13号(昭和48年)
水銀又はその化合物	環告13号(昭和48年)
アルキル水銀化合物	環告13号(昭和48年)
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環告13号(昭和48年)
トリクロロエチレン	環告13号(昭和48年)
テトラクロロエチレン	環告13号(昭和48年)
ジクロロメタン	環告13号(昭和48年)
四塩化炭素	環告13号(昭和48年)
1, 2-ジクロロエタン	環告13号(昭和48年)
1, 1-ジクロロエチレン	環告13号(昭和48年)
シス1, 2-ジクロロエチレン	環告13号(昭和48年)
1, 1, 1-トリクロロエタン	環告13号(昭和48年)
1, 1, 2-トリクロロエタン	環告13号(昭和48年)
1, 3-ジクロロプロペン	環告13号(昭和48年)
1, 4-ジオキサン	環告13号(昭和48年)
チウラム	環告13号(昭和48年)
シマジン	環告13号(昭和48年)
チオベンカルブ	環告13号(昭和48年)
ベンゼン	環告13号(昭和48年)
セレン又はその化合物	環告13号(昭和48年)